

じんけんパンフレット

# F 2026 Flat

Vol. 7

心の視線の向こうに



## CONTENTS

市民の皆さまへ	… 1
じんけんパンフレットについて	… 2
障害のある人	… 3
インターネットによる人権侵害	… 5
子ども	… 7
女性	… 9
働く人と職場	… 11
刑を終えて出所した人やその家族	… 13
相談窓口	… 15

## 市民の皆さまへ ～ 教育長あいさつ ～

現在の社会では、情報通信技術の普及、国際化、人々の価値観や生き方の多様化などにより、人権課題はますます多岐にわたり複雑化しています。

世界に目を向けると、戦争や紛争によって多くの尊い命が奪われるなど、私たちにとって最も重要な生きる権利が脅かされる一方で、地震、気候変動に伴う記録的な台風や洪水が、多くの人々の日常を奪っています。

国内では、いじめや虐待、高齢者をねらった詐欺や強盗事件など、重大な事案が毎日のように報道されています。また、インターネットやSNS上での誹謗中傷やプライバシーの侵害、性的マイノリティの人たちへの偏見といった問題なども依然として深刻です。

こうした課題の解決には、人権について正しい知識をもち、その知識を日常生活の中の態度や行動に根付かせていくことが大切です。そのため地区や町内会、自治会等における人権講演会や人権学習会を実施しながら、市民の皆さまと一緒に、共生社会の実現に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。

今回の「じんけんパンフレット Flat2026 Vol.7」は、様々な人権課題のうち6つの人権課題について、その人権の在り方を示し、「知って～正しい知識を知る」、「感じて～人の想いを感じる」、「行動する～自ら行動を起こす」という3つの観点で構成しています。このパンフレットをとおして、人権をより身近に感じていただくとともに、身の回りに起こる出来事を、「自分のこと」として受けとめ、自らの行動に結びつけていただくきっかけとなることを願っています。



2026（令和8）年3月  
西脇市教育長 遠藤一博

バックナンバーもぜひ御覧ください（2020 Vol.1 ～ 2025 Vol.6）



「じんけんパンフレット Flat2025 Vol.6」が、全国の地方公共団体が作成した人権啓発資料 825 点の中から出版物部門の優秀賞に選ばれ、令和7年度人権啓発資料法務大臣表彰を受けました。

# じんけんパンフレットについて

## テーマ

## FLAT (フラット)

本パンフレットのテーマは「Flat」です。私たちは Flat に「対等な目線で話し合い関係し合う」という意味を見出し、「互いを認め合い尊重し、それぞれのよさに気づけるようになりたい」という願いをこめています。

## サブテーマ

## 心の視線の向こうに

命や絆・思いやりなどは、形がなく一般的には見るのが難しいものですが、それらに対しても、私たちは「思いを馳せる」ことができます。見えることだけにとらわれず、その向こうにあることに思いを馳せていこう、私たちが共有したいそういう姿勢を表しています。

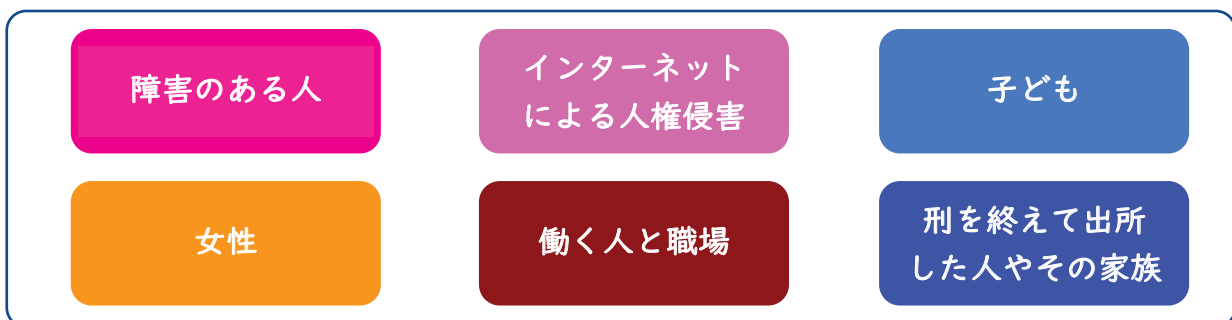
## コンセプト

## 市民の皆さまからのメッセージ

本パンフレットでは、市民一人ひとりの人権に寄せる思いや活動を積極的に紹介しています。

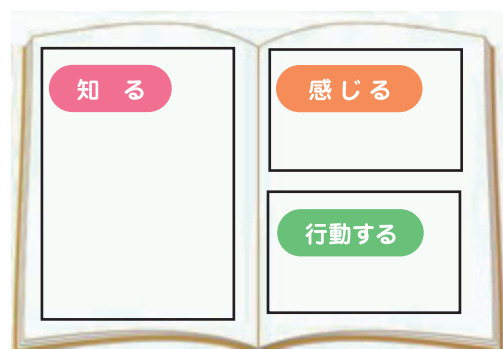
## フォーカスする人権課題

市民の皆さんが、誰一人取り残さない (No one will be left behind.) という想いを共有できるように、次の内容にフォーカスします。



それぞれの内容を3つの観点でまとめています。

- (1) 知って … 正しい知識を知る
- (2) 感じて … 人の想いを感じる
- (3) 行動する … 自ら行動を起こす



# 障害のある人

～誰もが「知る」「伝わる」社会のために～

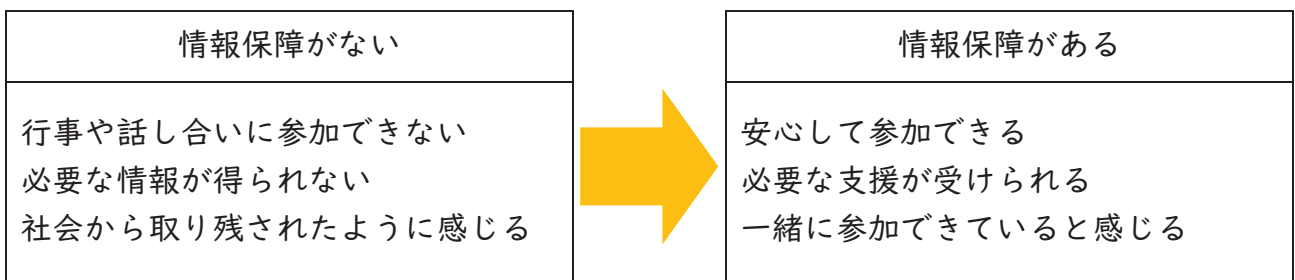
10 人や国の不平等をなくそう



知る

## 情報保障って何？

「耳が聞こえない、目が見えない、言葉がわからない」などの状態にある人にとって、「障害のない人と同じように情報を得られない」ことが大きな負担となっています。このような状態にある人が情報から取り残されないように、周りの環境を整え支援することを情報保障といいます。



2024（令和6）年に改正された「障害者差別解消法」により、民間事業者でも合理的配慮が義務化されました。障害のある人が障害のない人と同じように行動し、サービスの提供を受けることができるように情報保障をすることも、合理的配慮のひとつと言えます。

### ○情報保障の例

聞こえない・聞こえにくい	見えない・見えにくい	わからない・おずかしい
<p>手話通訳</p> <p>ありがとう</p>	<p>点字</p> <p>に し わ き</p>	<p>やさしい日本語</p> <p>参加費無料</p> <p>参加をするときに お金はいりません</p>
<p>要約筆記（文字通訳）</p> <p>話の要点を まとめて文字 で伝える</p>	<p>拡大文字・色使い</p> <p>西脇</p>	<p>イラスト・図・写真</p> <p>誕生日</p>

## 感じる

# どのように情報保障されているのかな？

要約筆記者・手話通訳者と、その利用者にお話を聞きました。

会議など参加者が多い場合は、「同時に話さない」「発言するときは手を挙げる」など、参加者の皆さんの協力があると助かります。

要約筆記者：藤田 亜依子さん

全ての人が、同じタイミング、同じ量と質の情報を得られることを大切にしています。参加者が良い時間を過ごせたと思ってもらいたいです。

手話通訳者：小西 智晶さん

### 利用者の声

「特別な支援」という印象を持たれることがありますが、誰もが安心して参加するための土台だと思います。手話通訳と要約筆記にはそれぞれ良さがあるので、組み合わせて効果的に使うことができます。状況やその人に合わせて一緒に考えていくことが大切だと思います。



講演会での情報保障の様子

## 行動する

# 考えよう！誰もができる情報保障

「どんな人に」と「どんな支援があるのか」を考えながら、線をつないでみましょう。  
※同じ支援が、複数の人に役立つことがあります。

どんな人に

聞こえない  
聞こえにくい

見えない  
見えにくい

わからない  
むずかしい

どんな支援があるのか

- ・ 絵や身振りなど、言葉以外の方法も使う
- ・ 資料の内容などを声に出して説明する
- ・ 周囲が騒がしい場合は、静かな場所へ移動する
- ・ やさしい言葉、短い文で伝える
- ・ 相手の正面を向き、口元が見えるように話す
- ・ 文字やメモ、スマホ画面で伝える
- ・ 「あそこ」「ここ」ではなく、具体的に説明する

関連する法律 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

《2016（平成28）年4月施行》

・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

《2022（令和4）年5月施行》

# インターネットによる人権侵害 ～無自覚な「加害者」にならないために～



知る

## そのクリック大丈夫？それって誹謗中傷になるかも

ある調査では、「ネット上で誹謗中傷をされたことがある」と、約3割の人が答えています。自分の発する言葉が、相手にどのように受け止められるのか。「もう少し考えていれば…」と思うことはありませんか。ネット社会にいる私たちは、その特質を十分に理解して、「責任ある情報発信」を行い、心豊かなつながりをつくっていきたいです。

※弁護士ドットコム 2024（令和6）年「誹謗中傷被害経験の実態調査」より



※誹謗(ひぼう)とは、悪口やけなす行為、中傷(ちゅうしょう)とは、根拠なくうそを広める行為

### これなら安心 発信前の4つの心得

- ♡ 感情的になっていませんか（一呼吸をおく）
- ♡ 自分が言われて嫌なことではないでしょうか
- ♡ それは「本当のこと」でしょうか
- ♡ その話「人の受け売り」ではないでしょうか



感じる

## 禁止から豊かな活用へ

### 子どもの声

私は、両親とスマートフォンを使うときの制限やマイルールを考え、対策をしてきました。両親と考えたルールと制限は、アプリを入れたい時には、お母さんのスマートフォンにリクエストを出して、「入れてもいい」とお母さんが判断すれば、アプリが入るといった制限があります。これは、悪いサイトや個人情報の流出などにつながらないようにするためです。

私のマイルールは、「SNSアプリに動画を投稿しない」です。自分が人権侵害の被

害者になるのはもちろん、動画を投稿して、自分が加害者になってしまうのは、家族にも迷惑をかけてしまうと思ったからです。利用者一人ひとりが、他人の人権を侵害しないようにすることが大切だと思います。そして、情報を集めることや情報を発信する責任を自覚して、情報モラルを身につけることも大切だと思います。（一部抜粋）

西脇中学校1年  
多井 めいささん



西脇市では、多くの方が自ら進んで「ネット」の理解と人権尊重に基づく活用について、自分のこととして学び、ネットを楽しんでいます。

### 地域の取組

野村町2区や野中町では、「インターネットと人権～被害者にも加害者にもならないために～」と題して人権講演会を開きました。



NIT 情報技術推進ネットワーク  
嶋田 亜紀さん

ネット犯罪やネットによる差別事象は年々増加しており、大きな社会問題となっています。



もっと深く知りたいと思うところがありました。

この話を多くの人に聞いてもらい、知ってほしいです。

### 学校の取組

比延小学校では、スマホ・ネット教室、親子人権参観日、人権講演会をとおして情報モラルについて学びました。



インターネットが命にも関わっていることにびっくりしました。

家庭のルールを守れているか、子どもと見直せてよかったです。



保護者

子どもたちの他者への思いやりや共感力を育てたいです。



先生

## 行動する

## 加害者にならないための自己点検

ネット上で、次のように感じたり、思わずやってしまったりすることはありませんか？

✓	チェック項目
<input type="checkbox"/>	「ひどい！」投稿と思い、「正義感」から注意してしまう
<input type="checkbox"/>	書き込みをすると、気分が晴れる
<input type="checkbox"/>	楽しそうにしている他人を見ると、腹が立つ
<input type="checkbox"/>	みんなが批判していると、自分も同調してしまう
<input type="checkbox"/>	個人情報・著作物を許可なく使用してしまう
<input type="checkbox"/>	面と向かっては言えない言葉を書き込んでしまう

「いかがでしたか？」チェックが重なれば重なるほど、無自覚な加害者になる可能性が高くなります。ネットを正しく活用するには、自分の「傾向」を知り、自己をコントロールする力が必要です。日々の行動の中で、ふりかえるようにしてみましょう。

# 子ども

## ～子どもの声が届く社会に～

16 平和と公正を  
すべての人に



知る

### 子どもは社会の構成員です

「子どもの権利条約」は、子どもが自分に関わることについて意見を表明し、その意見が尊重される権利を保障しています。大人は、子どもの意見表明が大切な人権であることを理解し、日常の関わりの中で、子どもを社会の構成員として尊重する姿勢が求められています。

#### 子どもの権利が保障されると

- ・大人に守られる存在
- ・大人が決めるのが当然
- ・失敗させないことが大切
- ・「指示」「指導」が中心



- ・権利をもつ一人の主体
- ・子どもの意見を尊重
- ・失敗することも学び
- ・「対話」「対等な関係」を重視



感じる

### 子どもの声を形に

#### 芳田小学校児童会の取組

児童会が中心となって、委員会の構成や学年を超えた縦割り班の活動内容を自分たちで形にしていきました。



児童会の皆さん

- ・全校生みんなが仲良くなってほしいという思いがあったので、交流活動を増やしました。毎日の掃除は縦割り班にしているいろんな人が話すきっかけを作りました。
- ・実際にやるのは想像していたよりも大変で、1年生～6年生に思いを伝えるのが大変でした。
- ・自分自身も人と話すことが増えたとし、周りも積極的に話している様子が見えるようになって良かったです。



先生の声

子どもたちの思いを聴いたうえで、どのような形にしていくのかを職員でも共有し、何度も相談しながら進めました。低学年の子どもたちも高学年をととても頼りにしています。

## 西脇東中学校生徒会の取組

生徒会が中心となって、「白い運動靴」のみだった登校靴を、「黒・白・紺・グレー」の4色に変更しました。



生徒会取材の様子

- ・新しいことを決めるには反対意見もあるので、話し合うことが難しかったです。それでも、決まった時には達成感があり、やってよかったと思いました。
- ・少数派の意見も大切にして、自分たちの意見を押し付けないように気を付けました。
- ・先生や周りの友だちの協力があって環境が整っていたので、やりやすかったです。

自分たちで決めたからこそ、自分たちで守ろうと思えるので、子どもたちが納得感を持って進められることを大切にしました。



生徒指導担当  
足立先生

生徒は、いろいろな意見を聴いてバランス良く進めていこうと、よく努力しました。これからもその気持ちを大切にしてほしいです。



生徒会担当  
井上先生

## 行動する

## 私たちにできること

あなたは子どもの意見をどのように聴いていますか？ふりかえってみましょう。

	はい	時々	いいえ
話をさえぎらず最後まで聴いていますか？			
大人とちがう意見を、すぐに否定していませんか？			
「どう思ったの？」と気持ちや考えを聴いていますか？			
子どもが安心して意見を言える雰囲気がありますか？			
子どもが納得できるように一緒に考え決定していますか？			
子どもを「自ら考え・判断できる存在」として見えていますか？			



ふりかえってみてどうでしたか？  
あなたの関わりが、子どもの未来を支えています。

関連する法律 ・ こども基本法

《2023（令和5）年4月施行》

関連する条例 ・ 西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例

《2020（令和2）年4月施行》

# 女性

## ～ジェンダー平等に向けた地域の取組～

5 ジェンダー平等を  
実現しよう



知る

### 野村地区人権教育協議会の取組

西脇市男女共同参画センターでは、一人ひとりが自分らしく輝けるよう、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を実施しています。そして地域においても、男女共同参画の意識を高め、女性が参画しやすい地域づくりのための取組が進められています。そこで、野村地区人権教育協議会の2年間の取組を紹介します。

みんなが住みたくなるまちにするために、だれもが抵抗なく参画し、リーダーシップを発揮できるジェンダー平等の風土づくりを進めることが必要だと考えました。そこで、ジェンダー平等について異なった視点から学ぶため、様々なテーマの講演会を企画し開催しました。



野村地区人権教育協議会  
会長 池上 秀平さん

#### 講演会① 男の家事で家庭が変わる、社会が変わる ～女性活躍推進は共家事で決まる～

男だから女だからではなく、「自分のことは自分でする」ことが家事の基本です。また、家族が共同で行うのが家事であり、家族への「感謝」と「思いやり」を忘れないことが大切です。

##### 参加者の声

- 家族で家事を共有することが、いざという時に大切だと思いました。
- 「2人でやればアイデア2倍、手間半分」「伝える努力と聞く気持ち」という、すてきな言葉と考え方を学ばせていただきました。



講師：山田 亮さん  
(家事ジャーナリスト)

#### 講演会② 女性が活躍できる地域づくり

私に区長の依頼があった時は、「男性がたくさんおられる。今まで女性がやっていないのに。」と、自分自身も思い込みがありました。区長になってからは、女性や若い世代の方からの相談が増えました。幅広い声を聴くことで、男性中心の運営の見直しを進めることができました。

##### 参加者の声

- 「男だから」「女だから」という固定的な見方が、社会の中にも私の中にもあると感じました。
- 地域の中で活躍されている女性はすてきで、刺激をもらいました。



講師：大嶋 澄子さん  
(元小野市広渡町区長)

### 講演会③ 当たり前に『はて?』を ~気づきを声にかえて~

当たり前のことにも、「はて?」と思える感覚を大切にしたいと思っています。少数意見でも最後まで聴く余裕とやさしさを持ちたいです。

#### 参加者の声

- 「はて?」と声に出すことは、とてもエネルギーがいることと思いました。
- 少数の意見であっても、受け入れて聴ける人になりたいです。
- 子どもたちの話を最後まで聴く余裕と、やさしさを持てるようがんばろうと決意した日になりました。



講師：吉田 恵里香さん  
(『虎に翼』脚本家)

## 感じる

## 2年間の学びを通して

2年間学んでこられた野村地区の参加者に、ふりかえっていただきました。



名井 義和さん

男女共同参画について、子どもは学校で学ぶ機会がありますが、大人は自ら参加しないと学ぶことができません。私も参加して初めて気づくことができました。今後、自分に何ができるか考えたいです。

男だから女だからという考えは、可能性そのものを狭めてしまうと感じました。自分自身の無意識の偏見を点検して、日常生活を見直すことで、学んだことを行動につなげていきたいです。



山根 ふじのさん

## 行動する

## いっしょに学びませんか？

### みらい笑顔塾 (にしわき女性リーダー養成講座)

自分・地域・社会をもっと知って楽しむ講座です。西脇市・多可町に在住、在勤、在学の方を対象としています。



### もっとすてきに“パートナー”委員会

男女共同参画を推進する市民活動グループです。いっしょに学び、考える仲間を募集しています。



詳しくは、男女共同参画センター（☎25-2800）までお問い合わせください。

# 働く人と職場

～仕事と生活が両立できる環境づくり～

8 働きがいも  
経済成長も



知る

## ワーク・ライフ・バランスと人権

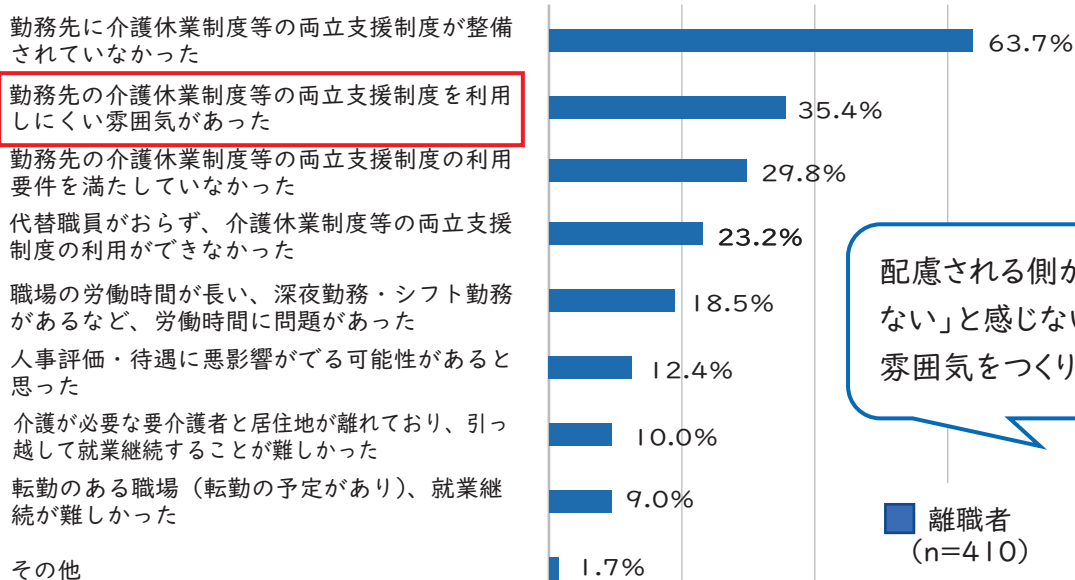
仕事だけでなく、家庭や自分の時間も大切にしながら、自分らしく生きていきたい。ワーク・ライフ・バランスは、仕事と生活のどちらも大切にしながら、自分らしく暮らしていくための考え方です。

### ワーク・ライフ・バランス

仕事にやりがいを感じ、責任を果たしながら、その一方で、子育てや介護、家庭や地域での生活といった、個々の生活も充実させる考え方です。ワーク・ライフ・バランスを実現することが、自分らしい豊かな人生を送ることにつながると言われています。

2025（令和7）年には育児・介護休業法が改正され、仕事と生活を両立できる環境整備が段階的に進められてきました。その一方で、育児や介護との両立が困難なため、働きたくても仕事を続けられない状況に置かれた方もまだまだいます。

### 仕事を辞める理由となった勤務先の問題（複数回答）



※厚生労働省委託調査 2021（令和3）年「仕事と介護の両立等に関する実態把握のための調査研究事業報告書」より

ワーク・ライフ・バランスの実現には、環境や制度を整えるだけでなく、それらを安心して活用できる周囲の理解が重要です。

株式会社 大栄螺旋工業は、従業員が安心して長く働き続けられる職場づくりに取り組んでいます。育児や介護と仕事を両立する従業員の声を聴き、有給休暇を時間単位で取得できるようにするなど、環境整備に努めました。

2022（令和4）年には、先進的な取組が評価され「ひょうご仕事と生活のバランス企業」として表彰されています。



従業員  
京谷 那智さん

有給休暇が1時間単位で取れるので、子どもの病院などにも柔軟に対応できて助かっています。

会社は人で成り立っています。従業員の働く環境をよくすることが会社の成長につながります。職場が前向きな雰囲気変わったことが何より嬉しいです。



代表取締役社長  
藤井 義久さん



二次元コードより、大栄螺旋工業の従業員インタビューを御覧いただけます。

職場を思い浮かべながら、当てはまる項目にチェックをしてみましょう。

✓	<b>人間関係とコミュニケーション</b>
□	役職や年齢に関係なく意見を言い合い、必要な情報がきちんと伝わっている
□	上司や同僚に、困ったことを気軽に相談できる雰囲気がある
□	失敗しても責められず、チャレンジしようと思える職場である
✓	<b>柔軟な働き方</b>
□	職場全体で、育児や介護などのための休みが取りやすくなる後押しをしている
□	時間や場所にとらわれず、自分に合った働き方を選ぶことができる
□	仕事の量が多すぎず、無理をしなくても続けられる
✓	<b>快適な環境とサポート体制</b>
□	落ち着いて仕事に取り組める環境が整っている
□	健康診断や心のケアなど、安心して働くための支援がある
□	困ったときに、ひとりで抱え込まずに相談できる窓口や仕組みがある

関連する法律 ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  
《1992（平成4）年4月施行》

# 刑を終えて出所した人やその家族

～理解を深め、受け入れる社会へ～

16 平和と公正を  
すべての人に



知る

## 刑を終えて出所した人やその家族の状況は？

### 偏見・差別

刑を終えて出所した人やその家族に対して、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。

就職やアパートなどへの入居に関する差別、悪意のある噂や地域の拒否的な感情など、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい状況です。また、本人だけではなく、その家族や親族も地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。



### 再犯・孤立

検挙された人の約半数を過去に罪を犯した人が占めている現状があります。支援を受け更生し社会復帰する人がいる反面、社会の中で孤立し、それによって再び罪を犯すケースがあります。

国内で検挙された人のうち  
再犯者



刑務所出所後5年以内に  
再び罪を犯して  
刑務所に戻る人の割合



刑務所出所時に  
住む場所がない人の割合



「再犯の防止等の推進に関する法律」が目指すもの



再犯防止・立ち直りに向けて、地域の中に受け入れ、見守り、支えるといった、地域に暮らす人たちの温かいまなざしが重要です。

関連する法律 ・ 再犯の防止等の推進に関する法律

《2016（平成28）年12月施行》

**社会を明るくする運動** 「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止、立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な取組です。市内では、毎年7月の強調月間に、北播保護区西多分区保護司会の企画運営により「社会を明るくする運動を中学生と考える集い」が開催され、学校と連携した啓発活動が行われています。



北播保護区西多分区保護司会  
会長 宇仁菅 勸さん

過去の過ちから立ち直ろうとする人々には、十分な時間と地域の中の居場所が必要です。悩める方々に寄り添い、支えることによって、再び犯罪によって被害が生じることを防ぎ、安全で安心な明るい社会の実現につながります。

**人権研修会** 2026（令和8）年1月22日、市内の人権啓発リーダーを対象に、京都産業大学法学部教授 服部達也さんによる「再犯・再非行防止のための社会復帰支援の在り方」をテーマにした講演会が行われました。講演の一部を紹介します。

◇加害者を支援する一番の理由は、再犯の防止です。やり直しを許さない社会だと、たとえ出所した時点では更生できていたとしても、その後、社会に追い詰められて、また罪を犯してしまいます。



◇再犯防止に一番必要なものは、円滑な社会復帰の促進です。「おかえり」と迎え入れ、見守り支える社会に向けた取組が必要です。

◇加害者の家族だからといって世間から疎外され、一家がばらばらになってしまっていたら、罪を犯した人の社会復帰のための受け皿として機能しなくなり、人生を立て直すことが困難になってしまいます。

犯罪被害者の支援  
+  
犯罪加害者の社会復帰支援

= 成熟した健全な社会

「社会を明るくする運動」や「更生保護」について、もっと知りたい方はこちらから!!

◎社会を明るくする運動ウェブサイト



# 一人で悩まないで < 相談窓口 >

## 西脇市・兵庫県等による人権相談

### 人権全般に関する相談

- 西脇市立 大野隣保館 ☎ 0795-23-2291  
FAX 0795-23-2290
- 西脇市立 芳田の里ふれあい館 ☎ FAX 0795-27-0658
- 西脇市立 隣保館上野会館 ☎ FAX 0795-23-3451
- 西脇市立 黒田庄隣保館 ☎ 0795-28-2344  
〔平日 9:00～17:15〕 FAX 0795-28-2950

### 子ども（子育て・教育・虐待・いじめ）に関する相談

- 西脇市 はぴいくサポートセンター ☎ 0795-22-3222  
〔平日 8:30～17:00〕

保健師、子ども家庭支援員、子育てコンシェルジュによる相談（要予約）

- 西脇市 こどもプラザ ☎ 0795-25-2801  
〔平日 8:30～17:00〕

子育てコンシェルジュによる相談（要予約）

- 西脇市教育委員会 青少年センター ☎ 0795-22-8080  
〔平日 9:00～17:00〕

教育相談・臨床心理士による教育相談（要予約）

〔毎週木曜 9:30～16:30〕 ※祝日および年末年始を除く

- こども家庭庁 児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783
- 兵庫県 加東こども家庭センター  
児童虐待防止24時間ホットライン ☎ 0795-48-9300
- ひょうごっ子悩み相談 ☎ 0120-783-111  
〔平日 9:00～17:00〕  
24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310  
〔24時間受付、年中無休〕
- 兵庫県 ひきこもり相談支援センター ☎ 078-977-7555  
〔月曜・水曜・土曜 10:00～12:00、13:00～16:00〕  
※祝日および年末年始を除く
- 兵庫県 ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口 ☎ 078-894-3989  
〔月・水・木・金曜日 9:30～16:30、火曜日 11:30～18:30〕

### インターネット上の誹謗中傷等に関する相談

- 兵庫県 インターネット人権侵害相談 ☎ 078-891-7877  
〔平日 9:00～17:00〕

## 法務局による人権相談

### 電話相談

- みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110
- 子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110  
〔平日 8:30～17:15〕
- 外国人人権相談ダイヤル ☎ 0570-090-911  
Foreign-language Human Rights Hotline  
〔平日 9:00～17:00〕  
〔Weekdays 9:00 through 17:00〕  
言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、  
ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語  
タイ語  
Language: English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese,  
Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, Thai

### 女性（仕事・家庭・悩みごと）に関する相談

- 西脇市男女共同参画センター ☎ 0795-25-2800  
〔毎日 9:30～17:00〕 FAX 0795-25-2220

※月末水曜（祝日の場合は、以降の最初の平日）と年末年始は閉館

就労相談 ハローワーク職員による相談

（要予約）〔毎月第2水曜 10:00～、11:00～〕

起業相談 専門家による相談

（要予約）〔奇数月第2土曜 9:30～、10:30～、11:30～〕

仕事相談 社会保険労務士による相談

（要予約）〔毎月第3土曜 9:30～、10:30～、11:30～〕

悩みごと 女性人権擁護委員による相談

（予約可）〔毎月第4木曜 13:30～、14:30～〕

- ひょうご女性サポートSNS「こころちゃっと」  
〔火曜～土曜 10:00～13:00、14:00～16:00〕

※祝日および年末年始を除く



### 女性（DV・虐待）に関する相談

- 西脇市 配偶者暴力相談支援センター ☎ 0795-27-8456  
〔平日 8:30～17:00〕
- 兵庫県 女性家庭センター ☎ 078-732-7700  
〔毎日 9:00～12:00、13:00～21:00 (20:30)〕
- 西脇警察署 刑事生活安全課 ☎ 0795-22-0110  
〔24時間対応、緊急時は110番通報〕

### 労働に関する相談

- 西脇労働基準監督署総合労働相談コーナー ☎ 0795-22-3366  
〔平日 9:00～17:00〕

### SOGI(性的指向・性自認)に関する相談

- 兵庫県 LGBT電話相談 ☎ 050-3637-7521  
〔土曜 18:00～21:00〕 ※年末年始を除く

### いのちとこころに関する相談

- 兵庫県 いのちと心のサポートダイヤル ☎ 078-382-3566  
〔月曜～金曜 18:00～翌日8:30、土曜・日曜・祝日 24時間〕

友だち登録をして  
御相談ください

### SNSによる人権相談

アカウント名：法務局LINEじんけん相談

検索ID：@linejinkensoudan

〔平日 8:30～17:15〕



### インターネット人権相談

（子ども・大人）

（外国人）



〔24時間受付〕

※後日、最寄りの法務局から、メールや電話などにより回答があります

### 窓口相談（要予約）

- 北播人権擁護委員による面接相談 ☎ 0795-42-0201  
〔原則毎週木曜日、神戸地方法務局社支局〕

予約が必要なものもあります。今後、日程等が変更になることもありますので、まずは電話でご確認ください。

西脇市教育委員会 教育管理課 人権教育課

TEL:0795-22-3111(代)

2026（令和8）年3月

